|  |
| --- |
| **県西土木事務所所管区域の事前チェック事項** |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** |
| 都市計画法第29条 | ・建築物の建築等の目的で行う土地の区画形質の変更 | 計画建築部まちづくり・建築指導課 |
| 都市計画法第37条 | ・開発許可を受けた開発区域内の建築制限 |
| 都市計画法第41条 | ・用途地域の定められていない区域内の許可に基づく建築物の建ぺい率、高さ、壁面の位置等の制限 |
| 都市計画法第42条 | ・開発許可を受けた開発区域内の予定建築物等以外の建築等の制限 |
| 都市計画法第43条 | ・市街化調整区域内のうち開発許可を受けた区域以外の区域内の建築制限 |
| 旧宅地造成等規制法第８条※1 | ・宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質の変更等 | 都市計画法関係：計画建築部　まちづくり・建築指導課 |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法12条他 | ・一定の土地における盛土又は切土による土地の形質の変更 | （上記以外）：河川下水道部　砂防課厚木南駐在事務所（厚木南合同庁舎内）TEL　046－223－1711（経由事務は各市町になります） |
| 都市計画法第53条 | ・都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限【中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 (南足柄市は除く)】 | 計画建築部許認可指導課(箱根町、真鶴町、湯河原町については小田原土木センター許認可指導課) |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条 | ・急傾斜地崩壊危険区域内における工作物の設置・改造、のり切・切土・掘削・盛土、立木竹の伐採、土砂の採取・集積等に関する行為 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法） | ・土砂災害特別警戒区域における特定の開発行為に係る許可 |
| 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例第３条 | ・ 砂防指定地における開墾、掘削その他土地の形状変更、建築物、道路、橋りょうその他の施設又は工作物の新設、改設又は除却、土石、鉱物等の採取、たい積又は投棄、竹木の伐採又は滑送若しくは地引きによる運搬、その他治水上砂防のため著しく支障がある行為 |
| 河川法第55条 | ・ 河川保全区域内における土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築 |
| 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条、旧条例第9条※2 | * 建設工事に伴って生ずる500㎥以上の土砂を建設工事の区域外に搬出する場合の処理計画書等の届出
* 一定規模以上の土砂埋立行為を行おうとする場合の許可。
 |
| 自然公園法第17条 | ・自然公園区域内における、工作物の新・増・改築等、木材の伐採、鉱物・土石の採取、広告物の設置等に関する行為 | 環境省関東地方環境事務所箱根自然環境事務所TEL　0460－84－8727 |
| 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 | ・不特定多数の人が利用する公共的施設のうち指定施設に係るバリアフリー対応の協議 | 計画建築部まちづくり・建築指導課 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） | ・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議（認定を行う場合） |
| 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） | ・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法） | ・一定条件にあてはまる建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 |

※1宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項及び２項の規定による

※2神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和６年10月22日条例第79号）附則第２項から第４項の規定による

**所管市町村の事前チェック項目**

|  |  |
| --- | --- |
| **南足柄市**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市部建築営繕課　　　　 　　　　　〒250-0192　南足柄市関本440TEL：0465-73-8058消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 開発行為等指導要綱 | * 500㎡以上の開発行為
* 高さ10ｍ以上の建築行為
* 15戸以上の共同住宅等の建築行為
* 非住宅部分の延べ床面積が合算して1,000㎡以上のもの
 | 都市部建築営繕課本庁舎２階 | 提出書類については窓口、市ホームページにて確認 |
| 地区計画 | * 地区計画区域（広町地区･怒田関本地区･和田河原塚原地区･怒田地区･壗下怒田地区･飯沢地区･壗下竹松北地区）内は､行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要｡
 | 提出部数　申請書・添付書類…各2部 |
| 建築協定(藤和ｸﾞﾘｰﾝﾋﾙ南足柄) | * 建築協定委員会に建築計画協議書を提出し､建築協定の審査が必要｡なお､市街化調整区域のため､県西土木事務所まちづくり・建築指導課に事前相談が必要｡
 |  |
| 都市計画法第53条 | * 都市計画決定された道路、公園などの都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限
 | 提出部数　申請書・添付書類…各2部 |
| 南足柄市景観条例に基づく届出 | * 各景観ゾーンで届出対象行為に該当する規模の建築行為等を行う際には、届出が必要となる。
* 届出対象行為と規模等の基準については

（http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/global-image/units/20331/1-20140311110551.pdf）を参照。 | 都市部都市計画課本庁舎２階 | 提出部数　申請書・添付書類…各2部 |
| 立地適正化計画に基づく届出 | * 居住誘導区域外において行う、以下の行為

➢3戸以上の住宅を建築する場合➢建築物を改築、または用途変更して3戸以上の住宅等とする場合 等* 都市機能誘導区域外において行う、以下の行為

➢誘導施設（病院、保健･福祉施設、大規模商業施設等）を有する建築物を新築する場合➢建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 等* 都市機能誘導区域内において行う、誘導施設の休止、廃止
 | 提出部数申請書・添付書類…各2部 |
| （官民境界確定） | * 官民境界確定及び官民境界確定図交付
 | 総務防災部管財契約課本庁舎４階 |  |
| 下水道 | ・公共下水道布設状況の確認 | 都市部上下水道課本庁舎２階 |  |
| 上水道 | ・上水道布設状況の確認 |
| (注)建築確認申請経由の際に､市役所用(正本の写しに公図の写しを添付したもの)を１部提出　　市役所ホームページの「ミナミナビ」というシステムにて、区域区分や用途地域等について確認できます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **中井町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：まち整備課　　　　　　 　　　　　　〒259-0197　足柄上郡中井町比奈窪56TEL：0465-81-3901 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119  |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 開発指導要綱 | * 500㎡以上の開発行為
* 高さ10ｍ以上又は地上３階以上の建築物新築行為
* 計画戸数10戸以上の共同住宅の新築行為
* 1,000㎡以上の資材置場の設置
 | まち整備課本庁舎１階 |  |
| 地区計画 | * 地区計画区域（インター周辺地区・長窪地区・岩井戸地区・井ノ口公民館周辺地区）内は､行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要｡
 |
| 狭隘道路整備要綱 | * 法第42条第２項の規定に基づく道路
 |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 |
| 下水道 | ・下水道の確認 | 上下水道課本庁舎２階 |  |
| 上水道 | ・上水道の確認 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| **大井町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市整備課　　　　　　　　　　　　　〒258-8501　足柄上郡大井町金子1995TEL：0465-85-5014 消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119  |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 開発指導要綱 | * 500㎡以上の開発行為（隣接開発行為含む）
* 高さ10ｍ以上又は３階建て以上の建築行為
* 住戸数８戸以上の共同住宅の建築行為

※ワンルームは、２室を１戸として計算。 | 都市整備課庁舎１階 |  |
| 建築行為等に係る狭あい道路拡幅整備要綱 | * 法第42条第２項の規定に基づく道路
 |
| 地区計画 | * 地区計画区域（金手第一地区、大井中央、金手西、未病いやしの里センター）内は､行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要｡
 |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 |
| （官民境界確定） | ・官民境界確定及び官民境界確定図交付 |
| 下水道 | ・下水道の確認・下水道台帳等の資料の交付 | 生活環境課庁舎１階 |  |
| 上水道 | ・上水道の確認・水道台帳等の資料の交付 |

|  |  |
| --- | --- |
| **松田町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：まちづくり課　　　　　 　　　　　　　〒258-8585　足柄上郡松田町松田惣領2037TEL：0465-84-1332消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119  |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 松田町まちづくり条例 | * ４階建て以上の建築行為
* 戸数10戸以上の共同住宅の建築行為

＜市街化区域＞* 500㎡以上の土地の区画形質の変更（隣接開発行為含む）
* 地盤高が現況より１ｍ以上となる埋立て等

＜市街化調整区域＞* 土地の区画形質の変更

＜都市計画区域外＞* 1,000㎡以上の土地の区画形質の変更（隣接開発行為含む）
* ２以上の建築物の建築の為の土地の区画形質の変更
* 500㎡以上又は地盤高が現況より1m以上となる埋立て等
 | まちづくり課庁舎１階 |  |
| ＜狭あい道路の改善に関する協議＞* 法第42条第２項の規定に基づく道路
 |
| 地区計画(地区整備計画) | * 地区計画区域（宮下地区･下原地区・神山）内は、行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要。
 |
| 立地適正化計画に基づく届出 | * 居住誘導区域外（都市計画区域外を除く）において行う、以下の行為

➢3戸以上の住宅を建築する場合➢建築物を改築、または用途変更して3戸以上の住宅等とする場合 等* 都市機能誘導区域外（都市計画区域外を除く）において行う、以下の行為

➢誘導施設（病院、大規模商業施設、公共施設等）を有する建築物を新築する場合➢建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 等* 都市機能誘導区域内において行う、誘導施設の休止、廃止
 |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 |
| （官民境界確定） | ・官民境界確定及び官民境界確定図交付 |
| 建築協定 | ・松田町「国鉄清算事業団跡地」宅地造成地建築協定 | 政策推進課庁舎３階 |  |
| 下水道 | ・下水道の確認 | 環境上下水道課庁舎１階 |  |
| 上水道 | ・松田町上水道、寄簡易水道の確認 |
| ・秦野市上水道の確認地区：湯の沢地区 | 秦野市　上下水道局　営業課 | TEL:0463-83-2111 |
| 建築規約 | ・湯の沢団地建築規約 |  | 松田町湯の沢自治会 |
| 丹沢大山国定公園 | ・国定公園及び県立自然公園にかかる許認可 |  | 国定公園県自然環境保全センター管理課046-248-0323 |

|  |  |
| --- | --- |
| **山北町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市整備課　　　　　　　　　　　　　〒258-0195　足柄上郡山北町山北1301-4TEL：0465-75-3647消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 山北町開発指導要綱 | * 500㎡以上の開発行為
* 従前区域と合算して500㎡以上となる開発行為
* 一定区域を分割し複数の事業主が開発行為等を行うもので　合算して500㎡以上となるもの
* 高さ10ｍ以上又は3階建以上の建築行為
* 計画戸数５戸以上の集合住宅の新築行為
* 500㎡以上の土地に係る事業所の新設
 | 都市整備課庁舎２階 |  |
| 山北町狭あい道路拡幅整備要綱 | 法第42条第2項の規定に基づく道路 |
| 地区計画(地区整備計画) | ・地区計画区域（茱萸の木地区･丸山地区･水上地区・平山地区・原耕地地区） |
| 景観法に基づく届出 | ・届出の対象となる行為は次のとおり。【届出対象区域】都市計画区域内【届出対象行為】○500㎡を超える木材の伐採行為 |
| 町道（管理・寄付等） | ・町道境界確定・道路台帳等の資料の交付及び私道の寄付 |
| 認定外道路・水路 | ・認定外道路及び水路境界確定　・認定外道路水路境界確定図交付 | 財務課庁舎３階 |  |
| 下水道 | ・下水道の確認 | 上下水道課庁舎２階 |  |
| 上水道 | ・町営水道の確認 |
| 山北町土地利用に関する基本条例 | * 山北町都市計画における用途地域以外の1,000㎡以上の開発行為
 | 企画総務課庁舎３階 |  |
| 丹沢大山国定公園県立丹沢大山自然公園 | * 国定公園及び県立自然公園にかかる許認可
 | 自然公園環境課（経由）0465-75-3656 | 国定公園県自然環境保全センター管理課046-248-0323 |

|  |  |
| --- | --- |
| **開成町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：都市計画課　　　　　　　　　　　〒258-8502　足柄上郡開成町延沢773TEL：0465-84-0320消防同意窓口：小田原市消防本部足柄消防署消防課　　〒250-0106　南足柄市怒田40-1TEL：0465-74-0119 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 開成町開発行為指導要綱 | ・500㎡以上の開発行為・500㎡以上の土地で行う建築物の建築行為、区画形質の変更（隣接地合算開発行為含む）・住戸数８戸以上の共同住宅等の建築行為・３階以上又は地上高10ｍ以上の建築行為※主として自己の居住に供する建築物は除く | 都市計画課庁舎２階 |  |
| 地区計画(地区整備計画) | * 地区計画区域（開成駅周辺地区･松ノ木河原地区･南部地区）内は､行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要｡（建築制限条例あり）
 |
| 土地区画整理事業 | * 土地区画整理事業区域（駅前通り線周辺地区）内は､行為の許可（土地区画整理法第76条）が必要｡
 |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付・私道の寄付等 | 都市整備課庁舎２階 |  |
| （官民境界確定） | * 官民境界確定及び官民境界確定図交付
 |
| 下水道 | ・下水道の確認 |
| 上水道 | ・上水道の確認 |

|  |  |
| --- | --- |
| **箱根町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：環境整備部都市整備課 　　　　 〒250‐0398　足柄下郡箱根町湯本256　TEL：0460-85-9566（開発・建築）0460-85-8600（道路）消防同意窓口：箱根町消防本部消防総務課予防係　 〒250‐0404　足柄下郡箱根町宮ノ下467－1　TEL：0460‐82‐4511　　**※詳細の窓口等については、箱根町ホームページにある「建築・開発窓口相談チェックシート」をご確認ください。** |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 箱根町開発事業指導要綱 | * 1,000㎡以上の開発行為
* 1,000㎡以上の土地に係る建築行為
* 延べ面積1,000㎡超、高さ13m超の建築行為
* 開発事業の隣接地で２年以内に行為を行い合算して上記の数値以上になった場合
 | 都市整備課本庁舎２階※開発指導のうち消防に関する部分については、消防署本署警防係が担当となります。 |  |
| 景観法に基づく届出 | 届出の対象となる行為は次のとおり。【届出対象区域】国立公園の区域外、国立公園の第2種特別地域Ｄ区域及び普通地域【届出対象行為】（１）建築物　１．高さ（建築物が接する最低地盤面からの高さ）13ｍ又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築　２．増築等に係る部分の高さが13ｍ又は延べ面積が1,000㎡を超えるもの　３．高さ13ｍ又は延べ面積が1,000㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の２分の１を超えるもの（２）工作物　　次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の２分の１を超えるものを対象とする。）　１．門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが３ｍを超えかつ長さが30ｍを超えるもの　２．擁壁その他これらに類するもので、高さが３ｍを超えるもの　３．鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが15ｍを超えるもの　４．街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが５ｍを超えるもの　５．橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さが20ｍを超えるもの　６．その他工作物で、高さが15ｍを超えるもの又は築造面積1,000㎡を超えるもの【特定届出対象行為】届出対象行為に同じ |
| 箱根町建築行為等に係る道路後退用地整備要綱 | ・ 法第42条第２項の規定に基づく道路で公道又はこれに準ずる道路 |
| （道・水路境界確定） | ・道・水路境界査定、道・水路境界査定図交付 |
| 下水道 | ・下水道の確認 | 上下水道温泉課分庁舎３階 | TEL:下水道0460-85-9567TEL:町営水道0460-85-9569 |
| 上水道 | ・町営水道の確認地区…湯本、湯本茶屋、塔之澤の一部、畑宿、大平台、宮ノ下、小涌谷、二ノ平、芦之湯、箱根、元箱根の一部 |
| ・県営水道の確認地区…仙石原、宮城野、強羅、元箱根の一部 | 神奈川県企業庁平塚水道営業所箱根水道センター | TEL:0460-82-4306 |
| 自然公園法に基づく手続 | * 特別地域内許可申請
* 普通地域内届出
 | 環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所（TEL：0460－84－8727） |

|  |  |
| --- | --- |
| **真鶴町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：まちづくり課　　　　　　　〒259‐0202　足柄下郡真鶴町岩244－１　　TEL：0465‐68‐1131消防同意窓口：湯河原町消防本部警防課　　〒259‐0303　足柄下郡湯河原町土肥1-5-22　　　　　　　　　　　　　TEL：0465－60－0177 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 真鶴町まちづくり条例 | １.まちづくり計画、土地利用規制基準、美の原則は全ての建設行為に適用される。２.建設行為の基準及び手続は、次に定める建設工事に適用される。ただし、主として自己の居住の用に供するための住宅の建設行為は除く。1）土地の区画形質の変更する行為又は現状の土地利用を著しく変更する行為で、その面積が300㎡以上のもの2）斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地の区画形質の変更又は現状の土地利用を著しく変更する行為3）高さ10ｍ以上又は３階建以上の建築行為4）延べ面積200㎡以上の建築行為5）特殊建築物で２階建以上かつ敷地面積が300㎡以上のもの6）その他町長がまちづくりを行うにあたって重大な影響があると認める工作物 | まちづくり課庁舎２階 | 建設行為施工後３年以内の隣接地での建設行為は、１つの建設行為とみなす。土地利用規制規準に基づき、独自の地区区分、用途制限、建ぺい率、容積率、高さ制限、敷地面積の最低限度、壁面後退等を定めている。 |
| 景観法に基づく届出 | 届出の対象となる行為は次のとおり。【届出対象行為】○建築物の新築・増築・改築又は移転（床面積10㎡以下のものを除く）○工作物の新築・増築・改築又は移転・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ2m以上のもの・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で10m超えるもの○開発行為○土地の区画形質を変更する行為で、その面積が300㎡以上のもの○斜面の直高が10m以上の急傾斜地における土地の区画形質を変更する行為○建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が3分の1以上のもの【特定届出対象行為】○建築物の新築・増築・改築又は移転・高さが10m以上又は3階建て以上・延べ床面積の合計が200㎡以上のもの・特殊建築物で2階建て以上かつ敷地面積が300㎡以上のもの○工作物の新築、増築、改築又は移転　・門、塀、垣、柵、擁壁等で高さ2m以上のもの　・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽等で10m超えるもの○建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で面積が3分の1以上のもの | まちづくり課庁舎2階 | 対象行為の形態・意匠（デザイン）等について景観計画で制限を定めている。届出対象行為及び特定届出対象行為について町長が制限に適合しないと認めるときは、勧告又は変更命令（変更命令は特定届出対象行為のみ適用）をすることがある。 |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付・私道の寄付等 | まちづくり課庁舎2階 |  |
| 下水道 | ・下水道の確認 | 上下水道課下水道係庁舎２階 |
| 上水道 | ・上水道の確認 | 上下水道課水道係庁舎２階 |

|  |  |
| --- | --- |
| **湯河原町**更新年月日：2025/4/1 | 経由担当窓口：まちづくり課　　　　　　　　　　〒259‐0392　足柄下郡湯河原町中央2-2-1　　TEL：0465‐63‐2111消防同意窓口：湯河原町消防本部警防課　　　　　〒259‐0303　足柄下郡湯河原町土肥1-5-22　 TEL：0465－60－0177 |
| **名　　称** | **概　　　要** | **担　当　課** | **備　　考** |
| 開発指導要綱 | * 1,000㎡以上の宅地開発事業
* 建築面積が500㎡以上の建築又は最高の軒の高さ12ｍ以上若しくは階数が４以上の建築行為
* 特定工作物の建設行為
* 1,000㎡以上の土地において、建築物の建築のために土地の区画形質の変更を行うもの又は土石等を採取するもの
* 傾斜度30度以上で直高５ｍ以上の急傾斜地における土地の区画形質の変更
* 500㎡以上1,000㎡未満の土地で接続公道が４ｍ未満又は排水施設等が未整備な地区における行為
* 同一事業者が既に施工した開発行為に接続してさらに事業を行うものでその全ての面積が各規模以上のもの

・1区画の面積が25㎡未満のワンルーム形式建築で、住戸の数が10以上のもの | まちづくり課第３庁舎３階 |  |
| 景観法に基づく届出 | 【届出対象行為】景観まちづくり推進地区（温泉場地区）○建築物の新築・増築・改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、床面積の合計が10㎡を超えるもの。○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が10㎡を超えるもの。○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、垣、さく、塀その他これらに類するものであって、高さが1mを超え、かつ、長さが5mを超えるもの。擁壁、日よけであって、高さが2mを超え、かつ、長さが5mを超えるもの。煙突、塔、街灯、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造の柱等であって、高さが5mを超えるもの。立体駐車場、石油類の貯蔵施設、高架道路、遊戯施設、製造施設等であって、高さが5mを超え、かつ、建築面積の合計が10㎡を超えるもの。○工作物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が5㎡を超えるもの。その他の区域（推進地区を除く町全域）○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、床面積の合計が150㎡を超えるもの又は3階建て以上のもの○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が50㎡を超えるもの。○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、高さが5mを超え、かつ、建築面積の合計が10㎡を超えるもの。○工作物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が10㎡を超えるもの。【制限等】景観まちづくり推進地区（温泉場地区）○色彩の制限　　　　○形態又は意匠の制限○階数の制限（5階）○壁面の位置の制限その他の区域（推進地区を除く町全域）○色彩の制限○階数の制限（5階）○高さの制限（15m～24m）【特定届出対象行為】○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替えで、次のいずれかに該当するもの。(1)建築面積が500㎡以上のもの(2)階数が4以上のもの。(3)軒の高さが12m以上のもの。(4)ワンルーム形式建築物で、住戸の数が10以上のもの○建築物の外観の色彩の変更で、変更面積の合計が500㎡を超えるもの。 |  |
| 地区計画(地区整備計画) | 地区計画区域（船岡周辺地区）内は､行為の届出（都市計画法第58条の2）が必要｡ |
| 町道（管理・寄付等） | ・道路台帳等の資料の交付・私道の寄付等 | 土木課第３庁舎３階 |  |
| 下水道 | ・下水道の確認（公共下水道布設状況の確認であれば、水道課で確認可） | 湯河原町浄水センター下水道課 |
| 上水道 | ・上水道の確認 | 水道課第３庁舎２階 |

※　地区計画・建築協定については各市町経由担当窓口にてご確認下さい。